伊丹市基準緩和型サービス従事者研修の実施に関する要

　綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，伊丹市基準緩和型サービス従事者研修（伊丹

市第１号訪問事業の実施に関する要綱第９条第１項の研修をいい，

以下「研修」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（研修実施者）

第２条　研修を実施する者（以下「研修実施者」という。）は，次

に掲げるものとする。

⑴　市長

⑵　第６条の規定により研修の実施の指定を受けたもの（以下「

指定研修実施者」という。）

（課程）

第３条　研修実施者は，別表の左欄に掲げる科目に応じ，それぞれ

別表の右欄に掲げる時間数の課程を実施しなければならない。

２　別表に規定する科目のうち「認知症についての理解」は，認知

症サポーター養成講座として実施し，修了者にオレンジリングを

配布しなければならない。

３　第１項に規定する科目のうち「高齢者の生活援助についての理

解」の講師は，訪問介護事業所のサービス提供責任者が務めなけ

ればならない。

（修了証の交付）

第４条　研修実施者は，別表に定める課程を修了した受講者に対し，

修了証（様式第１号）を交付するものとする。

（修了者名簿の保管）

第５条　研修実施者は，前条の修了証を交付したときは，修了者名

簿を作成し，適正に保管しなければならない。

２　指定研修実施者は，修了者の同意を得た上で，前項の修了者名

簿を市に提出しなければならない。

（研修実施者の指定）

第６条　市長は，申請に基づき，次の基準を全て満たすものを指定

研修実施者として指定することができる。

⑴　別表に定める課程を全て実施することができること。

⑵　伊丹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第９条第２

項各号のいずれにも該当しないこと。

⑶　受講者等の個人情報の保護について，関係法令に従い適切に

管理する体制を有していること。

⑷　前３号に掲げるもののほか，研修の実施に関し支障がないも

のと認められること。

２　前項の指定の申請は，伊丹市基準緩和型サービス従事者研修に

係る指定申請書（様式第２号）により行う。

３　市長は，第１項の指定をしたときは，伊丹市基準緩和型サービ

ス従事者研修に係る指定通知書（様式第３号）により指定研修実

施者に通知しなければならない。

（指定事項の変更又は廃止の届出）

第７条　指定研修実施者は，前条第１項の規定により申請した事項

に変更があったときは，伊丹市基準緩和型サービス従事者研修に

係る変更届出書（様式第４号）により市長に届け出なければなら

ない。

２　指定研修実施者は，研修の実施を廃止するときは，あらかじめ，

市長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第８条　市長は，指定研修実施者が第６条第１項各号の基準を満た

さなくなったときその他指定研修実施者として不適当であると認

められるときは，その指定を取り消すことができる。

（報告）

第９条　指定研修実施者は，研修を実施した都度，伊丹市基準緩和

型サービス従事者研修実施報告書（様式第５号）を市長に提出し

なければならない。

（対象となる研修等）

第１０条　伊丹市第１号訪問事業の実施に関する要綱第９条第１項

　の市長が別に定める研修は，この要綱に定める研修のほか，都道

　府県及び他市町村が実施する研修であって市長が認めるものとす

る。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，研修の実施等に関し必要

な事項は，市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前に実施された研修のうち，市長が認める研修

を修了したものは，この要綱の規定による研修を修了したものと

みなす。

（指定等を行うために必要な準備）

３　市長は，この要綱の施行日前においても，研修実施者の指定に関し

　必要な手続きを行うことができる。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険制度の理解 | １時間３０分 |
| 高齢者の尊厳の保持と権利擁護についての理解 | １時間 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業についての理解 | １時間 |
| 高齢者の心身の変化並びに老化及び栄養等についての理解 | １時間３０分 |
| 認知症についての理解 | ２時間 |
| 高齢者の生活援助についての理解  （訪問時のマナー等の理解） | ２時間 |
| 適切なケアの実施についての理解 | ４５分 |
| 研修修了からサービス提供までの流れについての理解 | １５分 |